

意見提出者	個人
1. 項目	児童ポルノ規制、サイトブロッキング
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>サイトブロッキングについては、前述のフィルタリング義務化についてと同様、アドレスリスト管理団体の公平性、透明性の保持が不可能であるため、前述の文章をご参照下さい。</p> <p>加えてブロッキングにおいては、誰も見ることができないことから検閲とほぼ同然であると言えます。なぜブロックされたかが誰にも確かめられないため、悪用が可能であることも問題です。</p> <p>以前からこういった指摘があったにも関わらずブロッキングが強行的に決定されたことは甚だ遺憾です。</p> <p>また、児童ポルノの規制に関して、単純所持罪の導入には強く反対致します。</p> <p>海外では冤罪がすでに起きており、冤罪被害者の中には自殺したものもいます。罪のない家庭を破壊し、その家の子供を不幸に陥れては本末転倒です。</p> <p>実在の被害者のいない創作物を児童ポルノとするのも問題があります。スイスの調査では児童ポルノは犯罪の増加につながらないという結果が出ており、 http://www.biomedcentral.com/1471-244X/9/43/abstract</p> <p>また、ハーバード大の心理学研究で暴力的ゲームが子供に影響がないとされており、 http://japan.cnet.com/marketing/story/0,3800080523,20373140,00.htm</p> <p>創作物が児童に悪影響を及ぼすという科学的根拠はありません。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰および児童の保護等に関する法律
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>ブロッキングを撤廃し、いかなる状況でも使わない。</p> <p>児童ポルノの単純所持を犯罪に含めない。</p> <p>創作物は児童ポルノに一切含めない。</p>